

令和7年度第3回小金井市消費生活審議会（第14期）会議次第

日時：令和8年3月24日（火）午前10時30分から

場所：本町暫定庁舎第二会議室

1 開会

2 議題

- (1) 令和8年度 小金井市消費生活行政予算について
- (2) 令和7年度 小金井市消費者行政実施事業について
- (3) 最近の相談事例

3 その他

配付資料 資料1 令和8年度 小金井市消費生活行政予算概要
資料2 令和7年度 小金井市消費者行政実施事業
資料3 最近の相談事例

令和8年度 小金井市消費生活行政予算概要

(単位：千円)

| 事業名 | 事業概要 | 所管課 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------------|-----------------------|-----|----------------|----------------|
| | | | 予算額 | 予算額 |
| 消費者対策に要する経費 | | | | |
| 消費生活審議会委員報酬 | 消費生活審議会の委員報酬 | 経済課 | 183 | 183 |
| 消費生活相談員報酬(4人分) | 消費生活相談員の人件費 | 経済課 | 5,008 | 5,161 |
| 消費者団体講習会講師謝礼 | 消費者団体講習会の講師謝礼 | 経済課 | 21 | 21 |
| 一日生活教室講師謝礼 | 一日生活教室の講師謝礼 | 経済課 | 21 | 21 |
| 消費者講座講師謝礼 | 消費者講座講師謝礼 | 経済課 | 356(157) | 356(157) |
| 消費生活相談アドバイザー謝礼 | 消費生活相談アドバイザーの謝礼 | 経済課 | 240 | 240 |
| 消耗品費 | 消費者ルーム印刷機マスター・トナー、文具等 | 経済課 | 172 | 164 |
| 印刷製本費 | 消費生活相談事例集、成人式啓発冊子 | 経済課 | 114 | 108 |
| 緊急修繕料(備品) | 上之原会館設置備品等 | 経済課 | 11 | 11 |
| 郵便料 | 郵便料(隔年計量検査) | 経済課 | 4 | 46 |
| 電話料 | 消費生活相談室の電話料 | 経済課 | 120 | 97 |
| 回線使用料 | リモート会議システム回線使用料 | 経済課 | 40 | 40 |
| 放射能分析検査委託料 | 基準値を超えた食品について外部へ検査委託 | 経済課 | 9 | 9 |
| 放射能測定器保守点検委託料 | 一般市民向け放射能測定器の保守点検 | 経済課 | 209 | 209 |
| 電子複写機使用料 | 上之原会館設置の電子複写機(一般市民向け) | 経済課 | 178 | 122 |
| リモート会議システムライセンス使用料 | Webexライセンス使用料 | 経済課 | 33 | - |
| 印刷機使用料 | 上之原会館設置の印刷機(一般市民向け) | 経済課 | 158 | 188 |
| 備品購入費 | 相談員用ディスプレイ購入費 | 経済課 | 72(72) | - |
| 小金井市消費者団体連絡協議会補助金 | 消費者団体連絡協議会への補助 | 経済課 | 670 | 400 |
| 公衆浴場改修費補助金交付制度に要する経費 | | | | |
| 公衆浴場施設改修費補助金 | 公衆浴場に対する補助 | 経済課 | 500 | 500 |
| 職員研修に要する経費 | | | | |
| その他研修負担金 | 消費生活相談員研修 | 職員課 | 12(6) | 17(9) |
| 合計 | | | 8,131 (235) | 7,893 (166) |

※()内は消費者行政強化交付金充当額

一日生活教室

1 目的

安全で安心できる食生活の実現に向け、新鮮で安全な地元野菜を市民に周知し、消費者の教育啓発推進をはかる。

2 実施内容

「一日生活教室 夏野菜を取り入れましょう」
豚の竜田焼き塩野菜あんかけ、ピーマンとなすの味噌和え、
野菜の中華スープ、ヨーグルトのルバーブジャム添え

3 場所

小金井ファーマーズ・マーケット2階調理室

4 実施日

令和7年7月9日（水）

5 参加人数

18名

見守り関係者向け研修会

1 目的

65歳以上のひとりぐらし高齢者や65歳以上の高齢者世帯の方向けのお話相手をボランティアとして実施している友愛活動員向けに、最近多い消費者被害の事例や見守りの際の気づきのポイントを伝え、消費者被害の未然防止につなげる。

2 テーマ

消費者被害の実例と消費生活相談室のご案内

3 日 時

令和8年2月27日（金） 午後3時30分から午後4時30分

4 会 場

市役所第二庁舎801会議室

5 講 師

小金井市消費生活相談員

6 参加者

6名

高齢者向け消費者講座

1 目的

市内在住の高齢者に対して、最近多い消費者被害の事例を交えながら解説し、消費者被害の未然防止を図る。

2 テーマ

正しく知って、楽しく活用！ネット利用の心得
最近の消費者被害の事例

3 日 時

令和7年7月16日（水）午前10時から正午

4 会 場

公民館緑分館 2階学習室A・B・C

5 講 師

小金井市消費生活相談員

6 参加者

21名

若年層向け消費者講座

1 目的

市内大学の協力を得ながら、大学生に対して契約の基本や最近多い消費者被害の事例を交えながら解説し、消費者被害の未然防止を図る。

2 テーマ

それ悪質商法かも！？気をつけて！多様化する詐欺の手口と闇バイト勧誘

3 日 時

令和7年10月6日（月）午後5時～午後6時30分

4 会 場

法政大学小金井キャンパス（オンライン）

5 講 師

東京都消費者啓発員

6 参加者

49名

イベントの開催

- 1 目的
消費者団体連絡協議会に所属する団体の日々の活動を発表し、市民の日々の消費活動に寄与する。
- 2 テーマ
消費者ルーム 秋まつり
- 3 日 時
令和7年10月18日（土）午前10時～午後3時
- 4 会 場
上之原会館
- 5 実施内容
食器リユース市
動画講座（キャッシュレス決済について学ぶ）
鉢花の販売
けんちん汁の販売
健康チェック
防災食のプレゼント
- 6 参加者
49名

最近の相談事例

マッチングアプリで知り合った人に勧められ… 高額コンサルティング契約編

マッチングアプリで知り合った女性から誘われて…

知り合いが儲かる副業を紹介してくれてるって！

その人は副業の話をしながらコンサルティング契約を勧めてきました

この契約をする…このアプリがすべて裏に隠れます！

わかりました！契約します！

ありがとうございます！

それでは契約金として110万円頂きます

110万円!? そんなお金ありませんよ…!

大丈夫！借金をしてもすぐに元が取れて返せますよ

私は指示されて目の前でアプリを入れて、計110万円の借入を申し込み…

年収は多めに入力してください

結局、うごとも儲からず…

このままじゃ借金も返せない…解約したい…

まずはお電話ください!

東京都消費生活総合センター

03-3235-1155

～消費者注意情報～

賃貸住宅の家賃値上げトラブルに注意！ ～ 貸主から大幅な値上げ通知が届いたら、慎重に対応しましょう ～

(令和8年3月3日)

相談事例

賃貸マンションに家族と居住している。先月末、管理会社から「2か月後の更新時から家賃を2万円値上げする」との書面が届いた。値上げに応じて更新契約を締結するか、賃貸借契約を終了して退去するかを連絡するよう言われている。近隣の賃貸相場を調べたところ、値上げ額は相場と比べても高額であり、給与が上がらない状況で2万円の値上げに応じることは経済的に困難である。どのように対応すればよいか。(30歳代 男性)

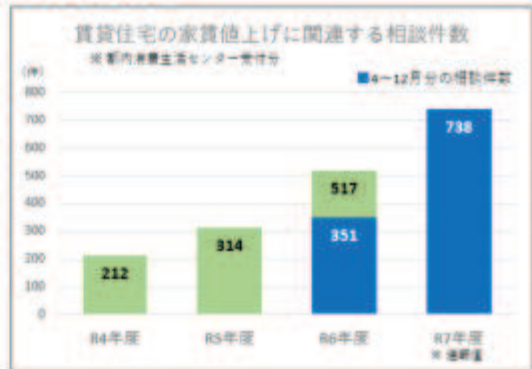
ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 家賃値上げの通知が届いても、慌てず、慎重に対応しましょう！

この1年で「突然、家賃を値上げすると通知された」といった相談が増加しています。

家賃の変更は、貸主と借主の双方の合意で決まるものです。値上げの通知が届いても、値上げに納得できないときは、直ちに應じる必要はなく、従来どおりの家賃を払っていれば、引き続き住み続けることができます。

一旦値上げに同意して契約書に署名すると、後から変更することが難しくなります。内容をよく確認し、慎重に対応しましょう。



★ 値上げの理由について説明を求めましょう！

貸主が家賃の値上げを行う場合には、借地借家法に基づき、**値上げについての相応の理由が必要**とされています。例えば、近隣の賃貸相場と比較して不相当となった、税金や建物の維持管理費の負担が増えた、物価が大きく変動したなどが考えられます。貸主から値上げを求められた場合には、**その理由や金額の根拠について具体的な説明を求め、理由が妥当かどうかを冷静に判断**しましょう。

★ 納得できない場合は、調停などの手続もできます！

値上げの理由について納得できない場合は、家計への影響などを伝えて話し合いを求めることができます。話し合いで解決しないときは、裁判所に民事調停を申し立て、第三者を交えて話し合うこともできます。

＜参考＞東京都住宅政策本部：賃貸住宅のオーナーチェンジを契機とした家賃値上げトラブルについて
<https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/fudosan/chinyouneage>

★ 一人で悩まず、お近くの消費生活センターに相談を！

家賃の値上げ等で困った場合は、早めに消費生活センターへご相談ください。また、東京都賃料値上げ特別相談窓口（住宅政策本部民間住宅部不動産課 賃貸ホットライン）でも相談を受け付けています。電話相談：03-5320-4958（直通） 受付時間：平日9時～17時30分

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155
お近くの消費生活センター 局番なし 188(消費者ホットライン)

○消費生活に関わる東京都の情報サイト「東京暮らしWEB」 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/>

○悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。

